

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の定数)	[同左]
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 [同左]
(1) 区長等の事務部局の職員 <u>1,859人</u>	(1) 区長等の事務部局の職員 <u>1,874人</u>
(2) 幼稚園の園長及び教員 21人	(2) 幼稚園の園長及び教員 21人
合計 <u>1,880人</u>	合計 <u>1,895人</u>
2・3 [略]	2・3 [略]

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。